職場における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル　シリーズ６

運送・配送サービス業における

新型コロナウイルス
感染予防・対策マニュアル

(公社)日本産業衛生学会
令和２年度厚生労働科学特別研究事業研究班

新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアルの使用方法

マニュアルを選ぶ

「新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」は以下の６つの業種・業態別に作成されています。いちばん近い業種・業態別のマニュアルを選んで使用してください。なお、どの業種・業態でも事務所があることから、オフィス業務用マニュアルの内容は必要に応じてそれ以外のマニュアルにも収載されています。

1　オフィス業務：すべての業種の事務所、コールセンターなど。
2　製造業：工場など製造現場。
3　建設業：建設・工事など。
4　接客業務（対面サービス）：小売店、飲食店、ホテル、金融機関など。理美容店、塾などを含む。
5　運輸業（旅客輸送）：鉄道、バス、ハイヤー・タクシーなど
6　運送・配送サービス業：運送・配送サービス、宅配業務など。

使用方法１：チェックリストを使って重要なポイントを確認した上でマニュアルを見る

巻末に収載されている「チェックリスト」に掲載されている、重要な対策ポイントについて確認します。改善の余地あり（△）、できていない（×）となった項目について、マニュアルの対応する部分で解説や事例を確認し、改善できないか検討します。

運送・配送サービス業における
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト（抜粋）

分類		確認項目		確認	マニュアルの対応部分
	感染予防対策	1-1	事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事を表明し、顧客や社員へ周知している。	□	2.（1）6ページ
		1-2	感染予防対策のための事業場内管理体制を整備している。（補足）産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、そうでない事業場は、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。	□	2.（2）6ページ
			関係企業（派遣・業務委託・下請けなど）と情		

（マニュアル　○ページ）

2.　感染予防対策（危機管理）の体制

（2）感染予防対策の体制整備

□　新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、事業場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。

□　事業者が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。
・　組織体制の例

使用方法２：マニュアルの目次をみて関連する項目を確認する

マニュアルの目次から、関心のある項目の説明を読んで確認し、できるところから実施します。

運送・配送サービス業における
新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル

目　次

1. はじめに …… 5

2. 感染予防対策（危機管理）の体制 …… 6
（1）事業者による方針の表明 …… 6
（2）感染予防対策の体制整備 …… 6
（3）取引先企業、派遣・業務委託・下請けなどの関係企業との方針の協議 …… 7
（4）事業運営形態の検討 …… 7
（5）出社形態の検討 …… 8

3. 全従業員に対する対策 …… 9
（1）全従業員に対する周知・啓発 …… 9
1　感染拡大時の個人の健康管理 …… 9
2　感染疑い時の出勤自粛等の考え方・勤務の取り扱い等 …… 11
3　濃厚接触者への対応 …… 15
4　従業員等の意識啓発 …… 16
（2）出社する従業員への一般的な対応 …… 17
1　感染予防対策の基本の徹底 …… 17
2　海外からの帰国者への対応 …… 19
3　海外への出国者への対応 …… 19
4　派遣・業務委託・下請けなどの関係企業の従業員への対応 …… 20
5　外国籍従業員への対応 …… 20
6　出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策 …… 21
（3）配慮が必要な従業員への対応 …… 22
1　基礎疾患を持つ従業員への配慮 …… 22
2　障害者雇用従業員への配慮 …… 22
3　妊娠中の従業員への配慮 …… 23
4　高年齢従業員への配慮 …… 23
5　同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮 …… 23
（4）通勤における感染リスク低減対策 …… 24
1　テレワークの検討 …… 24
2　時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制などで空いている時間に通勤 …… 24
3　混雑しない通勤時間・経路の許可など弾力的な運用 …… 24
4　公共交通機関を利用しない通勤方法の検討と推奨 …… 24

4. 運輸・配送サービス業での対策 …… 25
（1）事業場内（営業所・集配所等）での勤務に従事する従業員 …… 25
1　職場環境・執務フロアの確認 …… 25
2　会議・ミーティング・朝礼等 …… 28
3　エレベーター …… 29
4　休憩・食堂・喫煙場所 …… 30
5　トイレ・洗面所 …… 31
6　来客対応（受付窓口・集配所を除く） …… 32
7　受付窓口・集配所における対応 …… 32
（2）運送・配送業務に従事する従業員 …… 33
1　健康確保・健康管理 …… 33
2　車両環境・設備に関する対策 …… 34
3　運行中の対応 …… 35
4　訪問・接客（配達）時の対策 …… 36
5　休憩・食堂 …… 37
6　トイレ・洗面所 …… 38

5. その他の対策 …… 39
（1）寮における感染予防策 …… 39

6. その他（情報リソース）情報収集について …… 41
資料：勤怠に関するマトリクス …… 43

運送・配送サービス業における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト …… 45

【コラム】
マスクやファイルシールドの飛沫防止の効果 …… 10
新型コロナウイルス検査 …… 13
消毒用のアルコール濃度について …… 19
テレワークの労働時間管理 …… 24
機械換気ができない事業場における換気法 …… 26
遮蔽板の高さ …… 27
テーブル・遮蔽板の消毒 …… 27
空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて …… 28
エレベーターは高リスクか？ …… 29

1. はじめに

職場における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策は、感染拡大防止と従業員の生命・健康の保持にとって極めて重要である。厚生労働省は、2020年5月14日付で職場における新型コロナウイルスへの感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼し、同時に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を公表し、以後も状況に応じて改訂を行っている。一般社団法人日本経済団体連合会においても、2020年5月14日付で「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」をオフィスと製造事業場向けに発出し、同年12月1日付で改訂が行われ、傘下の団体への参考に供している。一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会は共同で、それまでのCOVID-19関連情報提供からリニューアルした「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（以下 **職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド** https://www.sanei.or.jp/ ）」を2020年5月11日に公表し、以後も数次にわたる改訂を行っている。

これらの資料を活用して、多くの事業場で対策が進められてきているが、業種・業態によっては一律に実施しにくいCOVID-19対策が存在する。一方で、業種・業態に特化した重要な対策も存在すると考えられる。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、外出・移動の機会が減り、人との接触を避け、在宅時間が増加している生活スタイルにおいて、通信販売等の需要が伸び続けている。通販や生活物資の移送を支える運送・配送サービス・宅配業務に従事する人々は、不特定多数の物資を扱い、個々の物資に関わる複数の人々と接触・受け渡しを行うことにより、他の業種以上に新型コロナ感染の危険に晒される機会が多いと推察される。

このマニュアルは、関係団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき対策を講じていただく際に、職場の実態に即した具体的な対策を労使で検討する上で参考にしていただくことを目的として作成したものである。職場の作業環境や作業内容によって対応できない事項もあると考えられるが、すべてが実施できないからといって、対策が不十分ということではない。職場の実態に即して、可能な事項から工夫して実施していただけると幸いである。

2. 感染予防対策（危機管理）の体制

（1）事業者による方針の表明

□ **事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事をその都度表明し、従業員への周知徹底を図る。**

- 表明の例

（表明方法の例）新型コロナウイルス対策に関して、全社にメール配信等で意思表明し、**感染拡大状況に応じて**経営層が方針や対策を説明する。
安全・衛生委員会で意志表明し、感染症対策と対策に伴う経営方針（BCP）について説明する。

（意志表示の例）「新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、当社では会社全体で対策に取り組むとともに、従業員もお互いのために感染拡大を防止するよう努めることとする。会社としての現時点での感染防止対策基準をここに示す。なお、**感染状況により基準は随時変化するため必ず目を通すこと。**」

（2）感染予防対策の体制整備

□ **新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、事業場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。**

□ **事業者が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。**

- 組織体制の例

（例1）組織の実効性を持たせるため、総括責任者は役員クラスとする。

（例2）社内で方針を決定し、組織として感染症対策にあたるうえで必要なメンバー・部門（機能）を巻き込む。どのようなメンバー・部門（機能）が対策上必要になるかは組織ごとに異なるが、「休業や給与補償などの制度等に関して人事部門」「施設設備の消毒などに関して総務・施設設備部門」「マスク・消毒剤の調達に関して購買部門」「社内外へのコミュニケーションに関して広報部門」などを巻き込んで対応している事例もある。

□ **産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言や指導を求める。**

- 産業保健専門職に求める助言指導の例
  （例１）現在の感染状況、感染状況の推移を基に、業種や事業内容に応じてどのような対策が必要なのか指導してもらう。
  （例２）最新の医学的知見に基づいて、現状の対応からの修正が必要かどうか助言してもらう。
  （例３）準備している対策の要否に対して、要不要、過不足などの助言をもらう。
  （例４）感染拡大の状況に合わせた強化や解除に関して、助言をもらう。
  （例５）対応への注意点、社内の推進状況に対する助言をもらう。
- 産業保健専門職がいない事業場においては、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。

（３）取引先企業、派遣・業務委託・下請けなどの関係企業との方針の協議

□ **取引先企業、派遣・業務委託・下請けなどの関係企業と事業場において共通した方針、対策が取れるよう協議を行う。**

□ **自社でルール化された対策事項について、運送・配送を引継ぎ取り扱う自社以外の従業員にも同様の対応を求める必要がある。物資をやり取りする取引先企業・業務委託元企業・下請け会社・派遣会社等にも自社の取組みをわかりやすく説明する。**

（４）事業運営形態の検討

□ **継続が不可欠な事業、作業・業務を選択し、事業継続計画（BCP: Business Continuity Planning）を作成するとともに業務における不要不急への対応を検討する。**

□ **事業の中断基準の作成や情報開示をどこまで行うかの検討も必要になることがある。**

□ **営業中止の基準や感染者情報の開示をどこまで行うべきか相談できる専門家・機関を確認する。**

- 相談先の専門家・機関としては、産業医などの産業保健専門職、労働衛生コンサルタント、保健所、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などがある。

（5）出社形態の検討

□ 出社継続が不可欠な従業員

- 出社継続が不可欠な従業員の判断：出社が不可欠な理由を洗い出し、業務分担を見直したうえで決める。
- 出社継続が不可欠かどうかの判断は、事業の継続、従業員の安全確保および給与等の補償にも関わる重要な事項であり、「(4) 事業運営形態の検討」にあるように組織として判断、あるいは基準を決める必要がある。
- 出社継続が不可欠なチームであっても、作業場所における感染リスクを下げ、かつ、万一職場で感染者が生じた場合にチーム全員が出勤できなくなるようなリスクを回避するために、出社人数を減らす等の対策（チームを分割して交替で出勤するなど）が望ましい。
- 時差出勤の可否を検討し、混雑を避けた出社ができる制度整備を行う。

□ 在宅勤務・テレワークの可否判断、体制の整備

- 一部実施、完全実施の検討
  在宅勤務が進まない場合には、在宅勤務や出勤率の目標を記載する。
  - 在宅勤務や出勤率の目標の例
    （例1）在宅勤務を週2～3日、出社も週2～3日。
    （例2）出勤率50％、出勤率30％。
    （例3）2班に分かれて隔週ごと、月曜・水曜と火曜・木曜に出社として、金曜は全員在宅勤務。
- サテライトオフィス、シェアオフィスの使用検討

□ 業務における感染流行地への移動制限

- 各事業場で設置した新型コロナウイルス感染症対策本部等が、地域の感染流行状況に応じて、都度、会社としての方針を具体的に指示する。
- 地域の感染状況を基に、移動による感染拡大リスクについて検討し、感染拡大リスクが懸念される場合には、移動する業務が不可欠か検討する。
- 感染流行地への運送・配送停止基準の作成。
- 感染流行地域との往来を要する物資の取り扱い方法と感染防止対策。
- 感染流行地域と往来した従業員のその後の出社・勤務に関する基準の整備。

3. 全従業員に対する対策

（1）全従業員に対する周知・啓発

1　感染拡大時の個人の健康管理

□　**体調管理**

- 出社、在宅勤務を問わず、従業員個人とその周囲の者が健康で安全に仕事をするために、休日を含め体調の自己管理（検温＋風邪様症状等の有無の確認）に努めてもらう。
- 特に業務を目的として社外を訪問するような場合は、周囲への感染拡大リスクを低減させるために、当日の体調確認（検温＋風邪様症状等の有無の確認）を指示する。
- 体調確認には、体調管理カードを用いて体温や風邪様症状の記録を作成する。
- 日々の体調確認においては、発熱や風邪様症状があった場合に上長や管理部門に申告するようにする。
- 体調管理カードは、基本は個人管理でよいが、業種・業態によって厳密な管理が必要な場合には、上司や管理部門等が管理することが求められる場合がある。この場合のカードの管理は、個人情報の管理に当たるため、十分に注意して管理する。
- 緊急事態宣言下など感染拡大にある場合では、休日や非勤務日も含めた体調管理を行うことがより望ましい。新型コロナウイルス感染症に感染した場合、保健所等から個人ごとの勤務日や休日に関係なく体調の推移を確認されることとなるため、本人や周囲を守るために適切に回答して、毎日の体調管理カードを作成しておくよう推奨する。
- 体調管理の記録は、記載式の健康観察票（下記厚生労働省HPよりダウンロード可能）や、

  https://www.mhlw.go.jp/content/000622349.pdf

  健康観察（管理）アプリ（2022年３月末まで無償提供）

  https://www.htech-lab.co.jp/covid19/

  などが利用可能である。

□　**手洗い・うがい**

- 石けんで手を洗う。アルコールによる手指消毒は補完的な効果であるため、しっかり手を洗い、かつペーパータオル等で確実に乾燥させる。
- 消毒薬の誤った選定や使用方法についても情報伝達する。
  - ・　手洗い・うがいの推奨例、うがいの注意点

    （例）手洗いは出社時、食事前、会議室、トイレなどの共用部分利用前後に実施を推奨。

    （例）うがいの習慣がある従業員は、周囲にまき散らさないよう飛沫に注意して行う。

□ **マスク着用**

- 密集する場所、周囲の者と会話する場所ではマスク着用を推奨する（必須がのぞましい）。
- 皮膚過敏や皮膚炎治療等の理由によりマスクの着用ができない場合には、フェイスガードやマウスガードが利用できる。フェイスガードやマウスガードは、マスクに比べて感染防止効果は限定的なので、マスクの代替品として十分ではないことを踏まえて利用する。
- マスク・マウスガード・フェイスガードを利用している時も、飛沫拡散防止に十分注意する。

Column

マスクやファイルシールドの飛沫防止の効果

https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf より

■ マスクやフェイスシールドの効果（スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果）

対策方法	なし	マスク			フェイスシールド	マウスシールド
		不織布	布マスク	ウレタン		
	吐き出し飛沫量					
	100%	20%	18-34%	50%※2	80%	90%※2
	吸い込み飛沫量					
	100%	30%	55-65※2	60-70%※2	小さな飛沫に対しては効果なし（エアロゾルは防げない）	

※2　豊橋技術科学大学による実験値

●実験（マスクは厚生労働省が示す正しい着用方法にもとづいています。）

さまざまな素材のマスクを着用した人頭モデルにミスト生成装置を接続し、飛沫の飛散状況をレーザー光を用いて可視化、カウントしました。
吸い込み時の計測は実際に人がマスクを着用。飛沫の直径は、0.3μm（小さな飛沫）から200μm（大きな飛沫）まで計算しています。

●結果

吐き出し:飛沫量は不織布、布ともに8割が捕集されます。

吸い込み:不織布マスク着用時、マスクと顔に隙間がある場合でも上気道（鼻から鼻腔、鼻咽腔、咽頭、喉頭）への吸引飛沫量を1/3にすることができます。
フェイスシールドにおいては、大きな飛沫（50μm以上の水滴）については捕集効果が見込めるが、エアロゾルはほぼ漏れてしまう。

2　感染疑い時の出勤自粛等の考え方・勤務の取り扱い等

□　発熱の定義

- 「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」によれば、「発熱とは体温が37.5℃以上を呈した状態をいい、高熱とは体温が38.0℃以上を呈した状態をいう」とされている。しかし、平熱には個人差があり、科学的エビデンスも不足しているため、明確に定義付けることは難しいのが現状である。そのため、普段から体温を測定して、各自の平熱を把握しておくことが重要である。
- 発熱に関する指導や定義の考え方の例

（指導例）従業員は各自自分の平熱が何℃なのか把握しておくこと

（考え方の例）発熱のルールについて、各事業場で明確にしておく

以下の3パターンのどれかを「発熱」として捉えていることが多いようである。

①37.0℃以上　②37.5℃以上　③平熱から1.0℃以上上昇

□　有症状の定義を明確にして、従業員へ周知する。

- 新型コロナウイルス感染症に関する症状は多種、多様であるので事業場毎に定義を明確にする必要がある。
  - ・（例）何らかの通常や慢性的な状態とは異なる体調がある場合を有症状とする。
  - ・参考：新型コロナウイルス感染症で報告されている症状を以下に示す。感染してから症状が出現するまでは平均5～6日だが、最長で14日後に出現することもある。

新型コロナウイルス感染症の症状

主症状	発熱、空咳、疲労感
副症状	息切れや呼吸困難、筋肉痛、頭痛、嗅覚味覚異常、喉の痛み、鼻づまりや鼻水、吐き気や嘔吐、下痢、結膜炎、皮膚の発疹、手足の指の変色
重症化兆候	呼吸困難、持続的な胸部の痛みや圧迫感、意識もうろう、立ち上がれない、口唇の青紫色変化や顔の蒼白

□　発熱や有症状時の受診指示

- 発熱時には管理者への報告、医療機関への受診を指示する。
- 風邪様症状が継続してある場合、特に、咳・倦怠感、呼吸苦がある場合は速やかに医療機関受診を指示する。
- 各自治体の方針を確認する。

□ **発熱・有症状（新型コロナウイルス感染症と診断されていない）の場合**

- 出社禁止の指示と復職基準

  日本産業衛生学会・日本渡航医学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」より抜粋

  https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf

> 次の条件をいずれも満たす状態で復職させることが望ましい。
> 1）発症後に少なくとも８日が経過している。
> 2）解熱後に少なくとも72時間が経過しており(*1)、発熱以外の症状が改善傾向である(*2)
> （*1）解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用してない
> （*2）咳・倦怠感、呼吸苦などの症状
>
> 諸事情で上記期間の休業が困難な場合は、出来る限り新型コロナウイルス検査を受けるようにする。それが出来ない場合は、各事業場の責任のもとに以下の状態を確認して復帰させる対応をとることもやむを得ない。
>
> ・**発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している(*1)状態を確認して復帰させる。**
> ・医療機関等への負担がかかる各種証明書（「**陰性証明書や治癒証明書**」）の請求はできるだけ控えること。
> ・職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。
> ・在宅勤務に限ればこの限りではないが、家庭内感染に注意すること。

- 必要最小限の対応
  - ・ 発熱者の出社停止（**年次有給休暇**の利用）。
  - ・ 医療機関受診を促し、新型コロナウイルス検査（PCR検査等。抗体検査は不可。）を受けるように指示する。
  - ・ **新型コロナウイルス検査を受けられない場合は、解熱・症状消失後72時間、無症状を確認し出社可とする。**
  - ・ この場合は、感染の可能性は否定できないことを念頭にいれ、日常的な健康観察の強化、マスクの着用、他人との距離を保つなど職場内でも感染予防に努める。
  - ・ 風邪様症状があれば出社を控えて療養を指導（年次有給休暇の利用）。
- 推奨される対応
  - ・ 発熱時出社停止（**休暇を付与**）。
  - ・ 医療機関受診を促し、新型コロナウイルス検査（PCR検査等。抗体検査は不可。）を受けるよう指示する。
  - ・ PCR検査等で陰性を確認し、解熱・症状消失してから72時間を確認後出社可とする。
  - ・ 体調不良者は発症後８日、症状消失後72時間の後に出社するルールを守る。

- さらに厳重な対応
  - ・発熱を発症とみなし、平均罹患日数分を出社停止（**休暇を付与**）。
  - ・発熱したら会社を休みとするルールの作成（**年次有給休暇**の利用）。
  - ・症状が改善しても、発症後８日、症状消失後３日の基準に準じて、在宅勤務もしくは、在宅勤務ができない職種の場合は給与補償を行う。
  - ・感染がないことが判明したら出社可能。
  - ・保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業の対応について検討し整備しておく。

□ **感染が確定した従業員への対応**

- 日本産業衛生学会・日本渡航医学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」より抜粋
  https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf

> 担当医、産業医から復職のタイミングに関する助言を受けておくこと。
> なお、次の条件をいずれも満たす状態で復職させることが望ましい。
> ・発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。
> ・解熱後に少なくとも72時間が経過しており[*1]、発熱以外の症状が改善傾向である[*2]
> （*1）解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用してない
> （*2）咳・倦怠感、呼吸苦などの症状
> 中等度以上の症状だった場合や入院していた場合などは、体力の低下などが懸念されるので、担当医等と相談のうえ無理のない復職を行うこと。
> 復職後は、日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。

- 感染者の復職については、**PCR検査の陰性確認は必要としない。**
- 感染の重症度により、無症状から中等度以上まで様々であるので、体力の回復具合を産業医、選任がなければ、担当医に確認して復職の可否を決定する。また、後遺症がある場合もあるので、この点も留意する。

Column

新型コロナウイルス検査

感染の有無を確認する検査は、鼻咽頭粘膜採取のPCR検査が望ましい。唾液PCRや抗原検査は、偽陰性（新型コロナウイルスに感染していても検査で陰性）となる率が鼻咽頭粘膜採取のPCRに比して高い可能性がある。抗体検査は現在の感染を検査する検査ではないので注意する。

いずれの検査後も、症状出現後、10日間は特に、健康観察は厳重に行い、外出時マスク着用を徹底すること。

□ **従業員の家族が濃厚接触者と判定された場合の取り扱い**

- 従業員の家族が、**保健所の行う積極的疫学調査において濃厚接触者となった（保健所から濃厚接触者と言われた**）とき
  - ・ 家族の新型コロナウイルス検査結果が陽性であった場合に、同居者である従業員は、保健所から濃厚接触者と認定される可能性が一般より高い。しかし、家族の結果が判明していない時点では「保健所が指定する濃厚接触者」ではないため、必ずしも濃厚接触者と同様に扱う必要はない。しかし、発症前２日～発症直前に感染リスクが高いことを踏まえると、会社の休業制度やテレワーク可能な業務であるかを踏まえて、対応方法を考える必要がある。
  - ・ 対応例

    （例１）在宅勤務等のテレワークができる仕事なので、家族の検査結果がでるまで、在宅勤務をしてもらう。

    （例２）在宅勤務等のテレワークができない仕事なので、マスクの着用を徹底させ、自覚症状などの健康観察を徹底したうえで、出社してもらう。

    （例３）家族の検査結果が数日内に判明するとのことなので、結果がでるまでの期間休んでもらう。
- 従業員の家族が、**保健所ではなく会社等の判断による広義の濃厚接触者**となったとき
  - ・ 保健所が行う積極的疫学調査で濃厚接触者との判断がなかった場合でも、独自の会社のルールで濃厚接触者を設定している場合があるが、「濃厚接触者の濃厚接触者」は、**公式には「外出制限、出勤制限は不要である」**との方針が示されている。また、日常で同居する者が、新型コロナウイルス感染者と接触する医療従事者であった場合もこの対象となるため、**出勤制限は不要である。また、同居人あるいは家族が医療従事者であることを理由に差別を助長することは、厳重に避けるべきである。**

□ **出社自粛・自宅待機指示時の休業制度の整備**

- 使用者の自主的判断で自宅待機・休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要がある。詳細は、厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）を参照する。

  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html
- 新型コロナウイルスに関連して従業員に出社禁止を命じる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、法令（労働基準法第26条、民法第536条２項等）で一般的な定めがあるが、労使で十分に話し合い協力し、従業員が安心して休める社内ルールを整えておく。
- 保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業の対応について検討し整備しておく。

□　**発熱者、感染者差別への配慮・人権への配慮**

- 新型コロナウイルス感染症以外にも発熱する疾患やウイルス感染症がある。また新型コロナウイルス感染症であっても治癒すればウイルスの排出がないため、周囲を感染させることもない。発熱したからと言って安易に新型コロナウイルス感染症と決めつけたり、感染してしまったからと言って非難したりしないように指導する。
- 発熱者を不適切に評価、解雇や異動の事由としないようにする
- 過剰な対応（隔離や観察期間（14日）を超える長期の出社停止、食堂使用不可、会議参加不可、業務変更）を防止する
  - ・　悪い事例

    （例1）厚生労働省が示し、各自治体で決定運用している退院・療養解除の基準（発症後10日間経過など）や主治医の見解で、退院し復職できる状態になった従業員に対して、同僚や顧客が不安だという理由でPCR検査を受けさせたという事例。

    （例2）保健所や主治医から感染性はないと考えられるので療養解除可能、復職可能と言われた従業員で、易疲労感や頭痛、味覚障害といった後遺症状があり、それを同僚や顧客が心配していることを理由に休業延長を指示した事例。

    （注）後遺症状がない人の方が少なく（14％程度）、後遺症状が2～3か月続くことがあると示されているので、なんらかの症状があれば仕事を休むということを厳格にし過ぎると、不適切な休業指示、評価、解雇や異動などを招く恐れも大きくなる。

3　濃厚接触者への対応

□　**濃厚接触として扱い**

- 基本的には保健所の指示に従うが、実際の保健所の指示が出るまでの間にも暫定的な濃厚接触者をリストアップできるように準備しておく。対象者選定は、国立感染症研究所感染症疫学センターの定義する濃厚接触の定義等を参考にするとよい。
- リストアップする基準の例

  （例1）適切な防護なしで1m以内に15分以上一緒にいた。

  （例2）一緒に食事をとった。

  （例3）喫煙所で同席だった。

□　**接触確認アプリ（COCOA）について**

- 厚生労働省による新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを従業員に勧奨する。詳細はCOCOAのQ&Aを参照。

  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00009.html

■　**従業員及び従業員の同居家族が感染者・濃厚接触者となった場合等、勤怠に関する判断の目安を巻末に「資料：勤怠に関するマトリクス」として掲載しているので、参照してほしい。**

4　従業員等の意識啓発

□　感染症予防対策の周知徹底

- 新型コロナウイルス感染症に関する教育（症状、感染経路、潜伏期、感染予防策、体調不良時の対応など）を実施する。
- 「新しい生活様式」、「人との接触を８割減らす10のポイント」、「感染リスクが高まる５つの場面」を周知する。
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html
  https://corona.go.jp/proposal/
- 休日など業務時間外の生活における感染防止の啓発、家族など同居生活者に体調不良者や感染者が発生した場合の生活上の感染防止対策を啓発する。
- 周知の方法も可能な限りICT（情報通信技術：Information and Communication Technology）を活用し、感染防止対策に努める（社内のイントラ利用、従業員へのメール一斉配信、対策委員会の特設サイトに掲示など）。
- ICTがない現場では、職場の掲示板などICT以外の周知方法も状況に応じて活用する。
- 信頼できる感染症の情報サイトの例
  - 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
    https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
  - 公益社団法人日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報
    https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=416
  - 日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト
    https://jeaweb.jp/covid/
  - 国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID－19) 関連情報ページ
    https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html

□ **飲食を伴うイベントや懇親会への参加について**

- 感染拡大状況下では、飲食を伴うイベントや懇親会への参加は私的なものを含めて自粛とする。感染が小康状態の場合でも、飲食を伴う懇親会やイベントへの従業員の参加は、感染リスクが高まる「5つの場面」のうち、「場面１（飲酒を伴う懇親会等）」、「場面２（大人数や長時間におよぶ飲食）」、「場面３（マスクなしでの会話）」に該当する。
- やむを得ず懇親会の開催を検討する場合、政府分科会が示す「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考にする。

  https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

  ・ 対応例

  （例１）飲食を伴う懇親の場ではマスクを着用することが困難な状態であるため、就業の場と比較し感染のリスクが高くなることに十分に留意したうえで、開催を検討する。

  （例２）懇親会参加者に感染者がいた場合だけでなく、周囲に濃厚接触者と認定されるリスクも高いため、参加者全員が長期にわたって出勤が不可能な事態に陥る恐れがある。

  （例３）事前に安全側にたって十分に開催の是非を検討する。

  （例４）感染拡大状況下では、私的な懇親会についても会社として自粛を検討するように指導する場合もある。

（2）出社する従業員への一般的な対応

1　感染予防対策の基本の徹底

□ **マスク着用指示**

- **通勤時はマスクを着用する（特に公共交通機関内）。**
- **屋内では原則マスク着用を推奨する。**
- マスクは定期的に外すことを推奨する。マスクを外しているときは、会話厳禁とする。
- ３密（密閉・密集・密接）を避けた、マスクを外せる休憩室の確保が望ましいが、休憩室内では、マスクを外して会話することを禁止する。
- マスク着用に伴い、肌荒れや体調不良等がある場合には、マスクの材質変更（綿100％の布マスクなど）および適切なスキンケアで対応可能であるケースが多いので、対応方法を検討する。
- 皮膚過敏や皮膚炎治療中等の理由によりマスクの着用ができない場合には、フェイスシールドやマウスシールドを考慮する。しかし、マスクに比較して感染防止効果は著しく劣る。完全なマスクの代替として利用できる訳ではないことを踏まえて利用する。
- マスクが着用できる場合にはマスクを優先する。
- マスク・マウスシールド・フェイスシールドを利用している時も、飛沫拡散防止に十分注意する。

□ **従業員のマスク入手に対するサポート**

- マスク着用を義務化する場合、マスクを会社が用意する必要がある。

□ **事業場におけるマスクの備蓄推奨**

- 必要最小限の対応
  マスクを個人が購入しやすいようにする。
- できたらよい対応
  予備のマスクを会社で備蓄する。
  - マスク備蓄の例
    （例）従業員人数×必要日数（2日または1週間または2週間、など）
- さらによりよい対応
  マスク着用を義務付けている場合は、会社の責任としてマスクを用意することが望ましい。感染流行期は、一定期間マスクが入手困難となりうることも踏まえ、対策が維持できる在庫を事前に検討して確保する必要がある。

□ **手洗いと手指消毒**

- 外部から帰室した時は、定期的に石けんを用いて、十分な手洗いを実施する。手洗い後は湿った状態にしないようにペーパータオル等で拭き取る。
- 外部から帰室した時は、手指と併せて洗顔石けんなどを用いて顔も洗うようにする。
- 手指消毒液はエタノール容量％が70～95％のものを選定する。
- 必要最小限の対応
  手洗い石けんを設置する。
- できたらよい対応
  手指消毒薬を入口へ設置し、予備を備蓄する。
- さらによりよい対応
  手指消毒薬が一定期間入手困難となる可能性を踏まえ、対策が維持できる在庫について事前に検討して確保する。

□ **手洗い、うがいの励行**

- 出勤時に執務エリアに入る前の手洗い、定期的な手洗いを推奨する。
  - 手洗いの推奨例
    （例1）2時間ごと、半日ごと、会議終了時の手洗いを推奨。
    （例2）手洗いを出社時、食事前、会議室などの共用部分利用後に推奨。
  - 水うがいの衛生習慣のある従業員は、飛沫の拡散に注意にする。

2　海外からの帰国者への対応

□　海外渡航者の14日間の自宅待機指示が基本であるが、国内外の情勢に応じて、その都度変更される。

□　厚生労働省（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）・外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について）・相手国の関係機関など、最新の情報を収集する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

3　海外への出国者への対応

□　海外出向については、国別で対応が異なることも多いので、担当者を決めておくこと。また、事前の準備が時々刻々と変化するので最新情報を収集すること。

□　出国する際には、入国時に2週間隔離が必要となったり、出国時にPCR陰性を要求したりする国もあるので、国別で個別フォロー体制の充実が必要。

□　詳細は海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）および各国大使館に相談する。

https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html

Column

消毒用のアルコール濃度について

- アルコール重量％が60％（容量％で68％）以上の製品を80L以上貯蔵するときには届け出が必要である。
- アルコール重量％が60％（容量％で68％）以上の製品を400L以上貯蔵するときには申請が必要である。
- アルコール重量％が60％になると危険物となる（重量％が53％で、容量％は効果が期待される容量60％以上となる）

4　派遣・業務委託・下請けなどの関係企業の従業員への対応

（注）事業場、社内に出入りする人の感染拡大防止対策は、派遣元・派遣先、委託元・委託先等に関わらず重要である。しかし、派遣従業員や業務委託従業員個人と直接やり取りするものではないため、派遣・業務委託・下請けなどの関係企業と協議のうえ、双方の感染拡大防止対策を連携して取る必要がある。

□　**派遣・業務委託・下請けなどの関係企業と事前に協議し、感染者発生時の連絡ルートや方針を決定し、相互に周知徹底する。**

□　**派遣・業務委託・下請けなどの関係企業との定期的な情報共有を実施する。**

□　**派遣従業員に感染者が出た場合、派遣元責任者と情報を共有できるよう調整しておく。**

□　**テレワークの実施可否とその方法について、事前に検討・調整を行っておく。**

- この場合、派遣契約の更新・変更が必要になる可能性があるため、社内部署・専門家と協議を検討する。

□　**勤務中の体調不良時には、あらかじめ定めた会社の方針に沿って帰宅指示を行う。**

□　**自宅療養後の出社可否の判断は、会社の方針に沿って対応し、派遣元と連携して判断する。**

5　外国籍従業員への対応

□　**外資系企業の場合はオフィスに多数の外国籍従業員が在籍しており、かつ職位の高い者が多いことが特徴となる。その場合に、外国籍従業員やその家族が母国に帰国することへのルールや対応が必要である。現状では、帰国してしまうと特別な事由を示して法務省が認めない限り、日本への再入国が出来ないことに注意が必要である。**

□　**厚生労働省では日本語だけでなく、多言語や、やさしい日本語での解説・リーフレットを準備しているので活用する。**

https://www.covid19-info.jp/

6　出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策

□　不要不急の出張・外勤は見合わせる。

□　会議・打ち合わせは、遠隔で行うことを検討する。

□　書類や連絡事項は、電話・メール、郵送での対応を検討する。

□　研修は、ｅラーニングや遠隔講義で行うことを検討する。

□　出張人数は最小限とする。

□　出張・外勤時はマスクを着用する。

□　出張先の場所、時間、面会相手を記録に残す。

□　公共交通機関が混雑する時間帯の移動は避ける。

□　訪問元と訪問先の感染状況に合わせて出張の基準を設定する。

□　感染拡大や流行状況を示す指標には、国が示しているレベルと都道府県毎に示しているレベルがある。どちらのどのレベルでどういう対応を行うか検討する。

- 感染拡大レベルによる出張・研修の参加対応の例

  （例）都道府県の感染拡大レベルで３になったら、地区、県境を超える出張は原則禁止とする。

□　仕事によって携帯用の手指消毒を持参する。

（3）配慮が必要な従業員への対応

1　基礎疾患を持つ従業員への配慮

□　基礎疾患を持つ従業員は他の従業員より感染の危険が高くなることがあるため、通勤方法などの配慮が必要となるため、自己申告を促す。

□　基礎疾患を持つ従業員に対しては、本人と主治医で相談の上、どのような配慮を望んでいるか可能であれば書面で受け取ることが望ましい。また、実際に行った配慮は、主治医に書面で報告することが望ましい。

□　疾患の情報は不必要に情報が伝搬しないようにする必要がある。産業保健専門職が社内にいれば、産業保健専門職を通じて対応する。

□　配慮とする対応が本人の不利益になる可能性もある。行う配慮については、本人と協議して対応する。

□　また、必要以上に感染を恐れて在宅勤務を強く希望したり、過度な配慮を求めたりする従業員もいる場合がある。基礎疾患を持つ人は重症化の危険はあるが、感染しやすくなるというわけではないので、業務とのバランスで本人とも十分に相談する。

□　基礎疾患に関する参考情報

（1）厚生労働省：新型コロナウイルス感染症の“いま”についての11の知識（2021年2月時点）
https://www.mhlw.go.jp/content/000749530.pdf

（2）厚生労働省：新型インフルエンザ感染症における基礎疾患の考え方の概要（2009年）
https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/infu091028-02.pdf

（3）循環器病学会：「新型コロナウイルスQ＆A」問1・2
https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/JCS_COVID19_QA.pdf

2　障害者雇用従業員への配慮

□　障害のある従業員において、障害の内容によって、感染症対策の情報の把握・理解が困難であることがありうる。このため画一的な手段にとらわれることなく、障害のある従業員への情報の伝達・周知の方法に留意すること。また、テレワークなど就業方法の変更に苦慮する可能性を理解すること。状況に応じ障害者職業生活相談員やジョブコーチといった支援者を活用する必要がある。

（例）日本産業ストレス学会好事例：コロナ下で在宅勤務した障害者雇用の会社インタビュー
http://jajsr.umin.ac.jp/covid19interview8.html

3　妊娠中の従業員への配慮

□　妊娠中の女性従業員が、妊婦健診等に基づき、その作業等における新型コロナウイルスに感染するおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師または助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務または休業をいう）等の必要な措置を講じるものとする。新型コロナウイルス感染症における母性健康管理措置（2021年３月末まで延長）は、休暇取得の場合、休暇取得助成金制度がある。配慮を受けたい従業員が「母性健康管理指導事項連絡カード」を積極的に活用できるように情報提供を行い、自己申告を促す。

□　妊娠中の女性従業員が休みやすい環境を整備する。

□　感染リスクを減らす観点から、テレワークや時差通勤の積極的な活用を推進する。

4　高年齢従業員への配慮

□　65歳以上の高齢者と60～64歳の高年齢従業員で心臓や呼吸器に基礎疾患を持っている人は、一般に重症化する危険が高くなるため、配慮が必要か検討する。

□　時差出勤などの配慮が必要となるため、希望する従業員に対して自己申告を促す。

5　同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮

□　従業員からの申し出をもとに医学的な判断は主治医や産業保健専門職に確認したうえで、会社が在宅勤務・テレワーク（完全・一部）導入、通勤ラッシュを避けた時差勤務、時差勤務と在宅勤務を併用した勤務体制などの可否を検討する。

□　必要以上に感染を恐れている従業員もいる可能性がある。本人とよく話合い、過剰な対応にならないように注意が必要である。

□　産業保健専門職が選任されていない場合は、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などがある。

（4）通勤における感染リスク低減対策

1　テレワークの検討

□　完全なテレワークではなくても、テレワークの部分導入を可能な限り検討し、通勤頻度の減少を図ることも有効である（週休３日制なども有効）。

2　時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制などで空いている時間に通勤

3　混雑しない通勤時間・経路の許可など弾力的な運用

□　時差出勤の浸透により、従来と混雑時間が変わってきている。乗車人数等を見ながら、ダイヤ改正時には混雑状況等を踏まえた通勤時間の変更を行う。

□　混雑を避けた通勤経路の変更を行う。

4　公共交通機関を利用しない通勤方法の検討と推奨

□　公共交通機関の非利用策を検討する。

- 自家用車・自転車での通勤の可否を判断する。
- 自家用車・自転車での通勤については、通勤災害へ留意する。

□　通勤手当の取り扱いについて検討する。

Column

テレワークの労働時間管理

新型コロナウイルス対策としてテレワークによる接触機会の低減は有効である。一方で、テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されるが、従業員が通常の勤務と異なる環境で就業することになるため、労働時間管理などに留意し過重労働による健康障害の発生を防止する必要がある。厚生労働省では、留意点などについてまとめたガイドラインを作成している（「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf を参照）

4. 運輸・配送サービス業での対策

（1）事業場内（営業所・集配所等）での勤務に従事する従業員

1　職場環境・執務フロアの確認

□　**換気の徹底**

- 夏季の熱、冬季の寒冷、乾燥の問題があるが、できるだけ換気に努める。
- 可能な範囲で、閉じなくてもよいドアは開放する。
- ドアや窓など２か所を１時間に２回以上、５分間以上を開放する。
- 網戸を設置して害虫の侵入を防止する。
- ビル管理会社に換気能力を確認し、換気状態について協議する。
- 換気シミュレーター（日本産業衛生学会産業技術部会提供）で換気機能を確認することができる。
  http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html
- 機械換気ができるか確認する。
- ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）が適用されている中央換気装置付の建築物では、往々にして窓が開けられない部屋がある。この場合、サーキュレーターをドアの外に向けて設置し、また、人口密度を低下させたりすることを検討する。
- 事務所衛生基準規則のCO_2基準を守る。事務所衛生基準規則によるCO_2の基準は1000 ppm以下に設定されている。室内のCO_2が1000 ppmを超える前に換気する。
  （例）ポータブルCO_2モニター等を活用する
- 乾燥を防ぐため相対湿度40％以上を保つ。冬期は加湿器を使用しても相対湿度40％に到達しないことが多いことにも留意する。

□　**３密（密閉・密集・密接）を避けた座席配置**

- 部屋での作業については、周囲２m、最低でも１mをできるだけ確保することが必要である。
- フリーアドレス（自由席）の場合
  - ・フリーアドレスの利点は、人との間隔をあけるように着席できることである。
  - ・フリーアドレスの弱点は、感染者が出た場合の接触感染のリスクが上がることと、追跡が困難になることである。したがって、感染者が出た際に積極的疫学調査を容易にするため、誰がいつ出社し、どの座席を使用していたか管理できるようにする。社内で感染者が発生した場合の濃厚接触者の選定が困難にならないように、座席使用者を会社が把握して管理ができる体制は整備しておく。
  - ・利用者は、利用前後に机や電話などを消毒する。

  ※注：フリーアドレスと同様に、自社以外の人も利用するシェアオフィスやレンタルオフィスなどの社外のオフィスを利用する場合については、フリーアドレスでの注意点とともに３密（密閉・密集・密接）の回避、手洗い・消毒、換気に留意する。
- 固定席の場合
  - ・対面にならないように席を配置する。
- 距離・遮蔽板設置・飛沫対策
  - ・対面で座席を配置する場合には、マスク常時着用の上、遮蔽板を設ける。
  - ・遮蔽板については、始業前に消毒する。
- 隣の席との距離・遮蔽板の設置
  - ・隣席同士での会話は、近距離になりやすくなるため、より飛沫のリスクが上がることを周知し、控えるように指導する。必要であれば、遮蔽板等を設置する。

Column

機械換気ができない事業場における換気法

二方向窓（ドア）開け

・　空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓やドアを開放するのがよい。向かい合った位置の窓やドアよりも、対角線側の窓やドアを開けるのが効果的である。

・　ただし、窓を２箇所開けても、窓が近すぎる場合（例えば横並び窓）の開放では、吸った空気がすぐに排出され、排出された空気がすぐに戻ってくるショートサーキットが起こるため効果はない。

・　二方向窓開けは非常に大きな効果があると考えられるため、窓を大きく開けられず開口幅が小さく（例えば、開口幅10cm）でも、換気効果がある可能性がある。

一面窓（ドア）開け

・　窓が１つしかなくドアを閉めて使用する場合は、窓に向かって空気を排出するようにサーキュレーターを設置する。

・　窓がなくドアしかない場合は、ドアを開けてドアの外に向かって空気が流れるようにサーキュレーターを設置する。

・　換気扇が上部にある場合は、換気扇の位置から遠い場所のドアまたは窓を開け、常時運転する。

※参考：厚生労働省：商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf

□ **事務機器**

- PC等の共用物品を最少化する。
- 共用機器の消毒
  - ・ 電話・ゴミ箱・テーブル・椅子・コピー機等、特に高頻度に接触する物はこまめに消毒する。
  - ・ 共用機器を使用したときには、アルコールなどで都度清拭する。
  - ・ 必要最小限の対応
    感染リスクになりえるため、使用時のマスクの着用・手洗いの推奨。
  - ・ できたらよい対応
    毎日消毒、使用者の範囲を限定。
  - ・ さらによりよい対応
    毎回消毒、使用機器は個人化。
- 特殊機材の取り扱い：故障や精度管理の必要性から消毒が難しい機器もある。その場合には、機器の使用前後に手指消毒を徹底する必要がある。

Column

遮蔽板の高さ

飛沫拡散や飛沫吸入を軽減する効果を期待して、間仕切り・パーテーションを設置する場合、高さがあまり高過ぎると局所的に換気の悪い場所ができ、逆効果になる可能性がある。また低すぎてもマスクを外して会話した場合の飛沫発散抑制効果が乏しいことや、発声者の顔の向きや位置によっても効果は変わる。飛沫の発散および吸入予防については、対人距離確保とマスク着用が基本であり、遮蔽板はあくまで補完的な位置付けであることに留意する。

Column

テーブル・遮蔽板の消毒

- 消毒は、アルコールか界面活性剤（市販の家庭用洗剤の主成分）を使用する。
  - ・ 新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト
    https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html
- 0.05％次亜塩素酸ナトリウムの場合は、消毒後に水拭きが必要となる。
- 次亜塩素酸水については、効果については製造方法、使用について条件付きであるので確認する必要がある。
- いずれも拭き取りを基本とし、空間への噴霧は吸入の危険があるので絶対に行わない。
- 0.05％次亜塩素酸ナトリウム消毒薬をつくるには「家庭用塩素系漂白剤」を水と適量を混ぜ合わせる。この場合、以下のことを注意する。
  1 マスクを着用し、換気をしながら行う。（酸性のものと混ぜると塩素ガスが発生して危険。）
  2 水と混ぜる時にはゴーグルをつける。
  3 次亜塩素酸ナトリウム水に直接手で触れない。
  4 万が一、手についたら石けんと流水でよく洗う
  5 スプレーや霧吹きでの噴霧は絶対に行わない。
  6 本消毒液を作り置きした場合、その効果は弱まる。

2　会議・ミーティング・朝礼等

□　**不要不急の対面会議の自粛を指示する。**

- 対面会議の参加人数を制限する。
- ウエブ会議を積極的に活用すること。

□　**マスク着用を指示する。**

- 電話会議中でもマスクは外さないよう指導する。

□　**会議室の換気の徹底**

- 会議室では、従来の利用人数の半分に設定する。
- 窓のない会議室の場合、可能な限りドアを開け、部屋の内部から外への空気の流れを作る。
- 換気ができない会議室（CO_2の濃度が基準の1000ppm以下に保てない）は使用を控えることも検討する。
- フィジカルディスタンシング（ソーシャルディスタンシング）を確保する。

□　**アクリル板、ビニールカーテンの設置**

- アクリル板・ビニールカーテンを消毒する（1日1回～会議毎）。
  ただし、アクリル板はあくまで補助的な位置付けであるので、飛沫の防止に関しては、マスクの着用が優先することを周知する。

□　**会議室内の消毒**

- テーブル、椅子、ドアノブは会議前後に消毒する。

Column

空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて

- 空間除菌装置に関しては、現時点で感染予防に有効という証拠がない。
- 次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水の噴霧による空間除菌については、健康障害を引き起こす可能性があり、行わない。
- オゾン発生装置による除菌効果は、高湿度環境下でしか効果が得られないなど、使用条件に制限があることを留意する必要がある。
- 空気清浄機は、あくまで補助的な感染予防対策のための機器として使用する。HEPAフィルタ式空気清浄機は、浮遊微生物の捕捉効果が高いと考えられている。
  参照）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html
- 抗菌コーティングなどによる、新型コロナウイルスへの効果に関する十分な証拠はなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。

□ **遠隔会議の実施**

- 一部遠隔、全員遠隔で分散させる。
- 遠隔会議室システムを導入して遠隔でも会議ができるようにする。
- テレビ会議を利用する。
- 電話会議を利用する。

3 エレベーター

□ **エレベーターホールに入る際には手指消毒を行う。**

□ **一度に利用する人数の制限や、エレベーター内での立ち位置を表示する。**

□ **乗車前の待ち行列が出来る可能性があるため、整列時もフィジカルディスタンシング（ソーシャルディスタンシング）が確保されるように、整列時のフットスタンプを表示し、整列時もマスク着用と会話禁止を義務づける。**

□ **利用中は会話を禁止し、マスクを必ず着用する。**

□ **「ボタンを押したあと手指消毒を忘れずに！」というポスターをエレベーター内に貼ることも推奨される。**

□ **同じビル内であっても、別のフロアなどへ「不要不急の事業場内の移動を避ける」「他事業場との往来を避ける」ことも推奨される対策となる。**

- 事業場内の往来禁止の例
  （例）喫煙室の利用等のための往来禁止の徹底、もしくは屋内の喫煙室の閉鎖。

Column

エレベーターは高リスクか？

エレベーター内は換気されており、会話しなければ感染リスクは高くないと考えられており、人数制限することにより乗車前の待ち行列ができる場合については、そのリスクを考慮する必要がある。

4　休憩・食堂・喫煙場所

□　共通事項

- 換気・ソーシャルディスタンシングなど
  - ・窓のある休憩所（室）・食堂では、定期的に換気を行う。
  - ・換気のため、可能なら出入口は開放する。
  - ・休憩所（室）や食堂では、従業員同士のソーシャルディスタンシングを確保する。
  - ・休憩所（室）や食堂への入室・退室時や勤務部署に戻る際は、必ず手洗いをする。
  - ・３密（密閉・密集・密接）状態を避けるため、休憩時間や食事時間は部署内で時間をずらして交替でとる。
  - ・同時に利用できる人数の上限を設定し、掲示する。
- 共用備品・ハイタッチ場所の清潔確保
  - ・共用備品（冷蔵庫、給湯器など）の取手部分や接触部分は定期的に消毒する。
  - ・頻回に接触を繰り返す場所（机やテーブル、椅子、ドアノブ）は、定期的にアルコール（70％以上95％以下）や次亜塩素酸水（80ppm以上）、次亜塩素酸ナトリウム（0.05％）で拭き取った後、水拭きをするなど消毒を行う。
  - ・消毒が難しい場合には、利用ルールを検討する。
- ゴミ箱とゴミの処理（清掃業者、ビル管理会社の従業員の作業時にも適用）
  - ・マスクや鼻をかんだティッシュは、フタつきのゴミ箱を設置し、そこに捨てるよう徹底する。
  - ・ゴミ回収やゴミ捨てを行う際にはマスクと手袋を着用し、作業後は十分な手洗い、乾燥、手指消毒を行う。

□　休憩場所・更衣室

- ３密（密閉・密集・密接）を避け、会話を禁止し、安全にマスクを外した休憩が確保できる環境を整備する。
- 更衣室内での会話や飲食の禁止を徹底する。

□　食堂

- 入室前の手洗いを徹底し、食事中の携帯電話の利用は原則禁止とする。
- 対面での座席の配置は避け、座席の間隔は約１～２m確保する。
- アクリル板などの遮蔽板をテーブルに設置する。
- 食事中の会話は原則禁止する。
- 飲食は短時間に済ませ、飲食後にマスクを外して会話する等の行為はしない。
- 食事でマスクを外す際のルールを決める。
  - ・マスク取り扱いのルールの作成例

    （例１）清潔なティッシュ等の上にマスクの外側を下にして置く。

    （例２）マスクを外す際は必ずゴムの部分を触るようにし、マスクの表面は触らない。

    （例３）マスクの表面に触れてしまった場合、その都度石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行う。

    （例４）直接テーブルにマスクを置いた場合は、テーブルを消毒する。

□ **喫煙室**

- 喫煙は、手が口元に行く行為であり、感染予防が難しい行動である。喫煙者の重症化リスクも報告されており、感染予防・重症化予防の点から「喫煙室の閉鎖」が望ましい。
  - どうしても閉鎖できない場合
    - 屋外の開放空間に喫煙所を設置する。
    - 喫煙室内での会話や飲食は厳禁とする。
    - 喫煙室でひとり約2mの間隔が取れるように利用人数を設定する。
    - 喫煙室のドアを開ける際には、換気の徹底（換気の際、非喫煙スペースに空気の漏れがないか）に注意する。

5　トイレ・洗面所

□ **トイレ・洗面所の3密（密閉・密集・密接）対策・換気状況・衛生状態の確認**

- トイレ・洗面所の窓や出入口は、換気のため可能な範囲で開放する。
- 窓や出入口を常時開放するのが難しい場合は、定期的に換気を行う。
- 換気扇は常時稼動状態にする。
- 使用前に便器を清拭消毒する。消毒液やペーパーを持参するのもよい。
- 便器にフタがある場合、フタを閉めてから汚物を流すよう表示する。

□ **トイレ後の手洗いを徹底する。石けんを用いて、よく手を洗う。**

□ **正しい手洗いを啓発するポスターの掲示を検討する。**

□ **手洗い後は、手についた水を飛ばすことはせず、ペーパータオルできちんと拭き取って乾燥させる。濡れた手で物に触ると病原体が付着しやすくなるため、洗った後は十分乾燥させる。**

□ **手洗いの最後にアルコール等の手指消毒薬を使う場合、濡れた手のままではアルコール濃度が下がるため、乾いた手に対してアルコール手指消毒薬を使用する。**

□ **石けんによる十分な手洗いのあとのアルコール手指消毒は、必須ではない。**

□ **ペーパータオルの設置あるいは個人用ハンカチ携帯を徹底する。**

□ **タオルの共有はしない。**

□ **清掃を行う時にはマスクと手袋を着用し、十分に換気して行う。**

□ **歯磨きでブラッシング・うがいをする時には唾液が飛散しないように注意する。**

6　来客対応（受付窓口・集配所を除く）

□　**来訪者の人数制限**

- 部外者の訪問は、事前予約制とし、不要不急の訪問は原則禁止とする。
- 来訪者には、訪問時、訪問日前14日以内に体調不良がないことを確認する。
- 来訪者の氏名、緊急連絡先を記録する。
- 来訪時は手指消毒を依頼する。
- 社内感染予防対策への理解を求める掲示と説明を行う。
- ゲスト名札はその都度消毒、またはディスポを検討する。

□　**３密（密閉・密集・密接）を避けた待合スペースの設置**

- 待合椅子がある場合には、椅子を間引いて２m間隔を確保する。

7　受付窓口・集配所における対応

□　**３密（密閉・密集・密接）対策・換気状況の確認**

- 室内の換気装置は作業時間中常時運転とする。
- 出入口や窓を開放し、可能な限り定期的に室内の換気を行う。
  - その場合、温度設定は時節の至適温度になるよう調整する。
- ソーシャルディスタンシングを踏まえて、作業中の従業員同士の間隔をできる限り確保する。
- 順番を待つ利用者（顧客）間のソーシャルディスタンシングの確保及び動線を明示する。

□　**窓口（顧客）対応担当者の感染予防対策**

- マスクを着用する。
- 対応台などは定期的な消毒を行う。
- 業務終了ごとに手洗い・手指消毒・うがい等の感染予防対策を徹底する。
- 時差出勤実施等により、必要最小限の人員が交替で勤務できる体制を整える。

□　**私語控え・マスク着用に対する協力依頼（自動放送等を含む）**

- 作業中の私語は控えるよう、従業員に指導する。
- 順番を待つ間の私語や飲食は控えるよう、利用者（顧客）に掲示や自動放送等で呼びかける。
- 顧客にマスクの着用を協力依頼する。

□ **物品の受け渡し時の対応**

- 窓口にアクリル板・透明ビニールカーテン（難熱性）等を設置し利用者（顧客）との間を遮蔽する。
- キャッシュレス決済を推進する。
- 現金等の受け渡しでカルトンを利用した場合は、使用後に消毒する。
- 顧客が使用する荷造り台は、椅子の間引き等により間隔を開けるとともに、向かい合わせとなる場合は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

□ **物品の取り扱い・感染対策**

- 作業場のレイアウト変更により、従業員同士のソーシャルディスタンシングを可能な範囲で確保する。
  - ・ 向かい合わせでの作業は避ける。
- 物品取り扱い作業の前後では、手指消毒を徹底する。
  - ・ 取り扱い上支障がなければ、従業員及び利用者（顧客）が直に触れる物品の消毒も検討。

（2）運送・配送業務に従事する従業員

1 健康確保・健康管理

□ **出勤前、体調不良時の早期連絡と出勤自粛**

- 全職員に出勤前に自宅で体温・風邪様症状のチェックを義務付け、毎日、記録簿を付けてもらう。
- 発熱や有症状・体調がよくない場合には無理に出社せず、所属長の指示を仰ぐ。
- 本人がPCR検査対象となった場合、症状の有無に関わらず検査結果が出るまでは休暇取得（出社不可）と外出禁止とする。
- PCR検査対象者（家族以外を含む）と発症前２日以降（無症状の場合は検査日前２日以降）に接触した場合、濃厚接触者である可能性があるため、上司に報告し、出社しない。
- 同居の家族等に感染者が出た可能性がある場合にも、出社せず同様に所属長の指示を仰ぐ。
  - ・ 発熱や有症状の定義・対応、同居の家族等に感染者が出た可能性がある場合については「3. 全従業員に対する対策（1）全従業員に対する周知・啓発　2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方・勤務の取り扱い等」（p11）を参照
- 配達先の住民が感染した場合、通常は短時間で配達業務が終了することを踏まえ、保健所から配達担当者が濃厚接触者と指定されない限り、毎日の体温・風邪様症状確認を継続する以外に特に対応はせず、通常業務を継続する。

□ **点呼内容の確認（健康管理の徹底）**

- 毎日の朝会の点呼で体調を確認する。

□ **アルコール検知器の使用**

- アルコール検知器の除菌および使用時の感染防止について配慮する。
- 検知器や手指のアルコール除菌による誤検知を防ぐため、適切な測定法に留意する。
  参考：「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」 https://j-bac.org/topics/2020/95195/

□ **点呼時の感染予防対策の実施**

- 朝会は小単位で離れて短く行う。
- 従業員同士のソーシャルディスタンシング（2m離れる）を確保する。

□ **乗務員等に対する接触確認アプリ（COCOA）の推奨**

- 会社で提供するキャリア回線には、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしておく
- 個人所有のスマートフォンにもインストールを勧める。
  - ・ 接触確認アプリ（COCOA）から陽性者との接触確認通知を受けた際の対応
  - ・ 通知された場合は、速やかに所属長に報告する。
  - ・ 報告を受けた所属長は報告者本人への聞き取りをおこなう（体調、症状の有無、接触の心当たり）。
  - ・ 報告者本人に症状がある場合や、PCR検査を受けることとなった場合は、マニュアルに沿った対応をとる。

2　車両環境・設備に関する対策

□ **車内等換気の方法の確認**

- 走行中は、運転席・助手席・後部座席も窓を開け、常時換気することが望ましい。
- カーエアコンは外気導入モードにして常時運転する。

□ **寒冷対策との両立（冬場の換気等）**

- 寒冷期や雨天時などに窓の開放が難しい場合には、1時間に2回程度の換気を行う。

□ **乗車人数と乗車位置**

- 乗車人数（同乗者）を可能な限り減らす。
- 前部座席と後部座席に分けて座り、身体的距離を保つ。

□ **運転席の感染防止対策の実施（シールド等）**

- 運転に支障がない場合、運転席と助手席及び運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置する。

□ **車内等清掃方法や頻度について**

- 出発時に、ハンドルとトラック運転席のドアノブ、荷台扉のレバーなど直接触れる場所を消毒用アルコールなどで消毒する。
- 作業者の交替時や業務終了時に、ハンドルやシフトレバー、ドアノブなど手が触れやすい箇所を消毒用アルコールなどで消毒する。
- 車内のゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。
- 会社より手指消毒用アルコール、拭き取り消毒用の物品などを支給し、車内に常備する。

□ **感染者等が乗車した際の対応について**

- 所属長・車両管理者に直ちに報告する。
- 保健所の指示や社内マニュアルに準じて、濃厚接触者として（同乗者は）健康観察を実施する。
- 車両管理者は車両の消毒を指示する。
  - ・ 車両のドアを開放して換気を実施した状態で、マスクや手袋を着用した上で、車内の手が触れやすい箇所を重点的に消毒用アルコールなどで消毒し、洗車機で車両を洗浄する。

3 運行中の対応

□ **運行中のマスクの着用**

- 会社より従業員にマスクを支給し、（支給状況に応じた）定期的な交換を促す。
- 運行中の車両内では、マスクの着用と咳エチケットの徹底を推奨する。

□ **同乗者がいる場合は必ずマスクを着用する。**

□ **同乗が予定されている場合や複数人が交替で同じ車両を共用する場合も、同乗前や引継ぎ前は必ずマスクを着用する（運行中もできるだけマスクを着用）。**

□ **車内でマスクを外す場合は、決められた場所の清潔なペーパー等の上に置くなど、マスクの外面が車内に接触しないよう、不潔にならないように注意する。**

- 夏期のマスク着用について、熱中症予防の厚生労働省指針に基づき、屋外で2m以上離れている場合や、屋外での営業活動を行う場合の車中では、それぞれマスクの着用を義務付けない。

□ **車両内の感染防止対策**

- 個々の従業員が占有することが可能な器具（ティッシュペーパー等）については、共有を避ける。
- 複数人で車両を共用する場合は、個人占有物やゴミは、勤務交替時に必ず撤去する。
- 作業服や帽子などの衣類はこまめに洗濯する。

□ **地域の感染状況に応じた運行スケジュール（国内）**

- 地域の感染状況に注意する（情報は会社側が収集）。
- 移動に関し、感染が流行している地域への移動は極力控える（会社側が判断し指示）。
  - ・ 感染増大地区、流行地区への不要不急の移動は特に控える。
- 感染流行の状況に応じて、直行直帰とし、事業場に出社せず、直接客先や取引先に向かう、または帰宅する勤務形態を考慮する。
  - ・ 直行直帰の際には、自宅での健康確保・健康管理に特に留意すること。

□ **荷物の受け渡し、荷役**

- マスクや手袋を着用する。
- 書類の受け渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努める。荷積み前や荷卸し後は、車内の消毒に努める。
- 作業は１人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離をとって行う。共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いまたはアルコール消毒を行う。

4　訪問・接客（配達）時の対策

□ **接客（配達）時のマスクの着用**

- 接客（配達）時はマスクの着用を徹底する。
  - ・ 鼻と口を覆い、適切に着用する。
  - ・ マスクを外した時は会話をしない。

□ **物品の配達**

- 物品の配達は、相手先に極力接触せず配達する。
- 対面配達の場合
  - ・ 迅速に配達し、配達前後に手指の消毒をする。
  - ・ 会話をする時は１ｍ以上の距離をとり大声を出さない。
  - ・ 会員アプリ・事前メール・（訪問時の）インターホンなどで受け取り時のマスク装着を顧客にお願いする。
- 非対面配達の場合
  - ・ 顧客の申し出（事前電話やメール、インターホンによる）に従い、指示された場所に外置きをする。
  - ・ 駅・コンビニエンスストア・スーパー等に設置している専用の宅配ロッカーを介して荷物の受け渡しを行う。
  - ・ 配達前後の顧客との連絡は、会員アプリ・電話・メール・チラシなどを利用する。
  - ・ 作業前後に手指の消毒をする。

□ **受領印・サイン**

- 対面配達・非対面配達に関わらず、伝票への受領印・サインの省略または代替え手段を検討する。

  例）配達したことを伝票に記載することで受領印・サインの代わりとする等

□ **配達時の感染予防対策の実施**

- 配送担当者は消毒用アルコールを携帯し、配達終了のたびに手指の消毒を行うことが望ましい。
- 業務終了ごとに手洗い・うがい等の予防対策を徹底する。
- 配達者が発症した時のために、配達記録など誰とどこで会ったかメモを残す。

5　休憩・食堂

□ **休憩場所・食堂等の３密（密閉・密集・密接）対策・換気状況の確認**

- 休憩や食事は、できるだけ混雑する場所（飲食店）や時間帯を避けてとるようにする。
- パーキングエリア等を利用する際には、混雑が予想される場所を回避する。
- 車両内で休憩を取る場合には、エアコンはできるだけ外気導入モードで運転し、定期的に窓を開けて車内の換気を行う。
- 休憩や食事の前後に手洗い・うがい・手指の消毒を行う（特に飲食の前後では必ず手洗い・うがいを実施する）。
- 公園の水飲み場などを利用してうがいする場合は、ペットボトルの水を持参するのがよい。

6　トイレ・洗面所

□　**トイレ・洗面所の３密（密閉・密集・密接）対策・換気状況・衛生状態の確認**

- 運送・配送業務中にトイレ・洗面所など公共の施設を利用する際には、できるだけ清潔で換気の良い施設を利用する。
- 使用前に便器を清拭消毒する。消毒液やペーパーを持参するのもよい。
- 便器にフタがある場合、フタを閉めてから汚物を流すよう表示する。
- 運送・配送業務中に公共施設等のトイレを使用した後には、必ず手指の消毒を行う。
- 使用後に石けんや消毒液で手洗いができるようにする。
  - ・備え付けが無くてもよいよう、石けんや消毒液を携帯するのもよい。
  - ・手拭き用のハンカチや使い捨てペーパーも常備する。

注意）・濡れた手にアルコール等の手指消毒薬を使うとアルコール濃度が下がるため、乾いた手に対して手指消毒薬を使用する。

・ペーパータオルが設置されていないことを想定し個人用のハンカチ携帯を徹底。

5. その他の対策

（1）寮における感染予防策

運送・配送サービス業では従業員向けに寮を有する事がある。寮内の通常の感染症対策に加え、感染者や濃厚接触者が発生した時の対応を検討する必要がある。

□ **寮で発熱者・検査対象者・陽性者が出た場合のマニュアル整備を行う。**

□ **食堂や共用施設部分で濃厚接触者が発生しやすい環境になる点に留意する。寮の感染防止対策確認のために、産業医・保健師等に巡視を依頼し、助言・指導を得るとよい。**

□ **寮で感染者が出た場合には、直近２週間の行動履歴の聞き取りの際に、寮内での行動範囲や接触物（寮の食堂利用含む）および濃厚接触者の該当者の有無を確認し、保健所報告を準備する。職場・寮の更衣室やロッカーなど直近３日間の使用がある共用部分の消毒を実施する。**

□ **寮の利用者は、勤務する事業場が１か所ではない場合があり、濃厚接触者に指定された場合には、寮の利用者が勤務する事業場間の情報連携を速やかに行う。**

□ **検査で陽性となった者が寮内で療養する場合は、寮で他の入居者と会わないフロアでの個室隔離部屋を準備する。入浴・トイレは個室で使用させるほか、食事も個室でとらせるようにする。**

□ **感染者が治癒後に寮の自室へ戻る際は、感染者が「罪悪感」を持つことのないように温かく迎えるよう、寮の管理者を通じて寮の利用者に依頼し、差別防止に留意する**

□ **寮の居住従業員への連絡や所在確認の手段を明確にしておく。**

□ **寮の感染予防策の例**

- 検温
  - 寮生全員が毎日検温を実施する。
- 共用部分の衛生管理
  - 共用しているトイレのドア、風呂のドア、食堂、ロビー、洗面所などを定期的に消毒する。
  - 共用スペースはできるだけ換気する。
- 食事時の注意
  - 食事の際は必ず石けんを使用して手洗いを実施し、アルコール消毒を行う。
  - 食事は対面を禁止し、隣の席は一つ空けて着席する。
- マスクの着用
  - 自室内以外ではマスクを着用する。
- 寮生の外出管理
  - 外出する際は玄関にある外出先記入リストに、行き先、氏名、外出時刻を記録する。
  - 帰寮時にリストに帰寮時刻を記載し、手洗い・手指消毒・うがいを徹底する。
- 寮生自室の衛生管理
  - 部屋内を清潔に保ち、各自換気を行う。

6. その他（情報リソース）情報収集について

1） 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2） 厚生労働省：新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ(企業の方向け)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

3） 11月27日付け職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防および健康管理について
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000698986.pdf

4） 日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報
https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=416

5） 国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID－19)関連情報ページ
https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html

6） 厚生労働省：クラスター対策（換気対策）
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html#h2_6

7） 厚生労働省　職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000657471.pdf

8） 厚生労働省　自宅療養を行う患者等に対するフォローアップについて（健康観察票の入手可）
https://www.mhlw.go.jp/content/000622349.pdf

9） ヘルステック研究所：健康観察（管理）アプリに関する情報
https://www.htech-lab.co.jp/covid19/

10）厚生労働省：接触確認アプリ(COCOA)Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00009.html

11）厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

12）（株）日本郵便：郵便・物流事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
https://www.post.japanpost.jp/about/guideline/01.pdf

13）トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第２版）
公益社団法人全日本トラック協会
https://www.jta.or.jp/info/coronavirus/guideline2nd.pdf

14）トラックターミナル事業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン
全国トラックターミナル協会
http://www.zentakyo.jp/guideline.pdf

15）アルコール検知器協議会：新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項
https://j-bac.org/files/admission/files20200420173356.pdf

16）ヤマト運輸HP
https://www.kuronekoyamato.co.jp/ytc/info/info_200407.html
17）一般社団法人 航空貨物運送協会「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
http://www.jafa.or.jp/_assets/attach/attach335.pdf?1610082383
18）みやぎ生協労政部：新型コロナウイルス感染症への当面【10月いっぱい】の対応策について
19）みやぎ生協共同購入運営部：新型コロナウイルスの共同購入内での対応マニュアル
20）住友ゴム工業（株）白河工場　天清寮での新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
21）（株）昇栄：新型コロナウイルス感染拡大防止基本方針
22）（株）昇栄：新型コロナウイルス感染拡大防止「新しい生活様式」に対応した活

資料：勤怠に関するマトリクス

			社員が					
			濃厚接触者ではない		濃厚接触者である		感染した（PCR検査の結果が陽性）	
		症状	（−）	（＋）	（−）	（＋）	（−）	（＋）
社員の同居家族が	濃厚接触者ではない	（−）	**出社可**	**自宅待機** 1）PCR検査を受けさせることを検討する。陰性で、かつ新型コロナウイルス感染症が強く否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させる。 2）PCR検査を受けない場合は、以下の基準に基づいた職場復帰を推奨する。 →＜**職場復帰の目安**＞ ①発症後に少なくとも8日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており[a]、発熱以外の症状[b]が改善傾向である。	**自宅待機** 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。			
		（＋）						
	濃厚接触者である	（−）	**出社可 or 自宅待機** 社員の同居家族がPCR検査を受けることになる。家庭内での感染予防対策を徹底して出社することも可能。もしくは、同居家族のPCR検査結果が出るまで出社を待たせる。				**出社不可** →＜**職場復帰の目安**＞ 次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ①発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており[a]、発熱以外の症状が改善傾向である[b]。	
		（＋）						
	感染した（PCR検査の結果が陽性）	（−）						
		（＋）						

＊「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、一定の条件に該当する者をいう。患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者、手で触れることのできる距離（目安は1m）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者などが該当する。原則として全ての「濃厚接触者」に対してPCR検査が行われる。

（a）解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用していない
（b）咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

このマニュアルは、令和２年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人　公益社団法人　日本産業衛生学会・理事長）」において、運送・配送サービス業のマニュアル作成グループにより作成されたものです。

本マニュアルとチェックリストの内容は、作成時点の関連するガイドライン等に基づいています。ガイドライン等が更新されている場合には、そちらに準拠してください。

本文に記載したハイパーリンク(URL)は、作成時のものであり、その後の更新などでリンク先が無効になっている場合があります。ご注意ください。

2021年3月

謝辞：本マニュアルの作成にあたって、資料のご提供ならびにご意見をいただいた、みやぎ生協様、(株)昇栄様に感謝申し上げます。

運送・配送サービス業のマニュアル作成グループ名簿

＜分担研究者・責任者＞

黒澤　一　東北大学　大学院医学系研究科　産業医学分野　教授

＜メンバー＞

色川　俊也　東北大学　大学院医学系研究科　産業医学分野　准教授

大河内眞也　東北大学　大学院医学系研究科　産業医学分野　講師

玉井ときわ　東北大学　大学院医学系研究科　産業医学分野　助教

大内みやこ　東北大学　大学院医学系研究科　産業医学分野　非常勤講師

＜作業部会＞

三浦絵美里　東北大学　大学院医学系研究科　産業医学分野

五十嵐　侑　東北大学　大学院医学系研究科　産業医学分野

村上　知征　東北大学　大学院医学系研究科　産業医学分野

菅野　恭加　東北大学　大学院医学系研究科　産業医学分野

荒川梨津子　石巻赤十字病院

運送・配送サービス業における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト

使用方法：各項目について、**ほぼできている（○）**、**改善の余地あり（△）**、**できていない（×）**、**該当しない（ー）**　を確認欄に記入します。△、×のついた項目をマニュアルで確認し、改善できないか検討します。

分類		確認項目		確認	マニュアルの対応部分
1	感染予防対策に関わる労働衛生管理体制	1-1	事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事を表明し、顧客や社員へ周知している。	□	2.（1） 6ページ
		1-2	感染予防対策のための事業場内管理体制を整備している。 （補足）産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、そうでない事業場は、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。	□	2.（2） 6ページ
		1-3	関係企業（派遣・業務委託・下請けなど）と情報交換できるように、各会社の担当窓口を確認している。	□	2.（3） 7ページ
		1-4	従業員が新型コロナウイルスに感染した場合あるいは感染の可能性がある場合、職場での過度の隔離措置や不必要な長期休業を命令しないといった適正なルールが定められている。	□	3.（1） 11-15ページ
		1-5	感染症対策本部等が、地域の感染流行状況に応じて、都度、会社としての方針を具体的に指示する体制を整備している。	□	2.（2） 6ページ
2	職場環境の管理・改善	2-1	従業員同士あるいは従業員と客とのフィジカルディスタンシングが、2mを確保できるようにしている。（同乗者同士の場合は、できるだけ離れた席を利用する） （補足）お互いにマスクを着用しているのであれば、1mでも可。	□	4.（1） 26ページ
		2-2	窓口利用者（顧客）間のフィジカルディスタンシングの確保および動線を明示している。	□	4.（1） 32ページ
		2-3	換気の悪い空間にならないように、建築物衛生法（ビル管理法）が示す空気環境の基準に適合するように機械換気や自然換気を行っている。 （車内では、外気導入モードで常時運転する。）	□	4.（1） 25ページ
		2-4	事業場の相対湿度は、40％以上になるように努めている。	□	4.（1） 25ページ

分類		確認項目		確認	マニュアルの対応部分
		2-5	事業場内（車内）の定期清掃、共用機器の定期的な消毒を行い、清潔を維持できている。 （補足）抗菌コーティングなどは、新型コロナウイルスへの予防効果に関する十分な証拠がなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。	□	4.（1） 27ページ 4.（2） 35ページ
3	作業方法の管理・従業員の感染防護	3-1	業務中は、従業員へマスク着用を指示し、顧客に対しても、店舗内でのマスク着用を依頼している。	□	4.（2） 35ページ
		3-2	物品取り扱いの際には、可能なら手袋を着用して作業を行う。取り扱い上支障がなければ、社員および利用者（顧客）が直に触れる物品の消毒も検討する。	□	4.（1） 33ページ
		3-3	従業員は、時間を決めてこまめに石けんでの手洗いまたはアルコール消毒薬等による手指衛生を励行している。	□	3.（1） 9ページ
		3-4	物品の受け渡しなど、客との接触があった場合、随時、手指のアルコール消毒等を行い手指の衛生を保つ。	□	4.（2） 37ページ
		3-5	窓口業務では、客からの飛沫を直接浴びることを防御する目的として、フェイスシールドや保護めがね、ビニールカーテンなどを使用している。	□	4.（1） 33ページ
4	従業員の健康確保・健康管理	4-1	毎日実施すべき体調確認項目（発熱や症状の有無）および該当症状を認めた場合の措置（医療機関受診や出社禁止の指示）を定め、従業員へ周知し、職場で徹底している。	□	3.（1） 9ページ
		4-2	高年齢の従業員、妊娠している従業員または基礎疾患を有する従業員には、必要に応じて就業（通勤を含む）上の配慮を行うようにしている。	□	3.（3） 22-23ページ
		4-3	濃厚接触者となった疑いがある従業員に対して、保健所により特定されるまでの期間、体調確認を強化すると同時に、予め自宅待機・テレワーク等の暫定措置を行っている。	□	3.（1） 14ページ
5	従業員の教育・意識向上	5-1	従業員向けの新型コロナウイルスに関する教育を実施している。 （補足）症状、感染経路、潜伏期、感染予防対策、体調不良時の対応などに関する内容など。	□	3.（1） 16ページ

分類		確認項目		確認	マニュアルの対応部分
6	その他（付帯設備での対応、プライバシーへの配慮）	6-1	新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等を利用し、感染者との接触状況の把握などに十分注意している。運送・配送業務従事者は配達先の住民が感染した場合にマニュアルに準じた適切な対応をとる。	□	4.（2） 33-34ページ
		6-2	食堂・休憩室では、利用人数の制限や利用時間の分散を行い、対面での座席の配置は避け、座席の間隔は約１～２m確保し、アクリル板などの遮蔽板をテーブルに設置し、入室前の手洗いの徹底、食事中の会話禁止、携帯電話の利用禁止を行っている。	□	4.（1） 30ページ
		6-3	トイレ・手洗洗面台では、ペーパータオルあるいは個人用ハンカチやハンドタオルを使用している。運転・配送業務従事者は、便器を清拭消毒する消毒液やペーパーを持参する。	□	4.（1） 31ページ
		6-4	物品の配達は、迅速に、相手先に極力接触せず行い、受領印・サインの省略または代替手段を検討する。	□	4.（2） 36ページ
		6-5	適正な個人情報管理（従業員の健康情報管理）、プライバシーへの配慮に関する必要な措置を定めている。	□	3.（1） 9ページ

このチェックリストは、令和２年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人　公益社団法人　日本産業衛生学会・理事長）」において、運送・配送サービス業のマニュアル作成グループにより作成されたものです。